

○大野市共同店舗形成事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第169号

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業協同組合が運営する共同店舗（以下「共同店舗」という。）における空き店舗への出店需要を創出することにより、にぎわいと活力ある商業集積地の維持及び地域経済の活性化に資するため、大野商工会議所に大野市共同店舗形成事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 引き続き3月以上店舗として使用されていない店舗（駐車場を含む。）をいう。
- (2) 新規出店者 共同店舗における空き店舗で、小売店、一般飲食店その他にぎわいの創出に期待できると市長が認めた事業（以下「小売店等」という。）を新たに営もうとする者（既にほかの店舗を営んでいる者を含む。）をいう。ただし、当該共同店舗において既に営んでいる事業を拡張する者及び大野市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域から移転する者を除く。
- (3) 後継者 共同店舗の既存店舗を引き継いだ者又は引き継ごうとする者で、既存事業の承継をするものをいう。
- (4) 事業協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項に規定する事業協同組合であって、本市に所在地のあるものをいう。
- (5) 共同店舗 10者以上の事業者が集合して構成された店舗をいう。
- (6) 女性経営者 市内に住民登録を有する事業を営む女性又は市内に本社を置く法人であって代表者が女性であるものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる新規出店者及び後継者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら小売店等を出店する者で、大野商工会議所空地空家対策特別委員会（以下「特別委員会」という。）が対象事業として認定しているものであること。
- (2) 事業協同組合と出店について合意に至っている者であること。
- (3) 当該出店に係る事業を3年以上継続することが見込まれる者であること。
- (4) 住民票の属する自治体又は法人の所在地における税その他徴収金を滞納していない者であること。
- (5) 新たに出店して行う事業に許認可等が必要である場合は、必要な許認可等を取得している者又は取得できる者であること。
- (6) 大野商工会議所の会員企業となり、経営指導を受ける者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新規出店者又は後継者が店舗の改装等を行うための経費とする。

（補助金の額及び補助限度額）

第5条 補助金の額及び補助限度額は、予算の範囲内において、別表に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請手続等）

第6条 大野商工会議所が補助金の交付を受けようとするときは、大野市共同店舗形成事業補助金交付申請書（様式第1号）に特別委員会が発行する認定証明書（様式第2号）その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 大野商工会議所は、事業が完了したときは、大野市共同店舗形成事業補助金完了実績報告書（様式第3号）に、その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第7条 大野商工会議所は、大野市共同店舗形成事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、規則第12条の規定に該当する場合のほか、この補助事業の対象となった店舗を開店した日の翌日から起算して3年以内に廃業したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 店舗を休業し、引き続き廃業した場合は、休業を開始した日を廃業した日とみなす。

(経営指導報告書の提出)

第9条 大野商工会議所は、新規出店者及び後継者に対して開業後3年間経営指導を行い、経営指導報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日) (令和6年告示第116号)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額及び補助限度額
(1) 店舗の改装のうち、内装工事に要する経費 (2) 店舗運営に必要不可欠な備品の購入費用 (3) その他市長が特に必要と認める費用	新規出店者又は後継者であって女性経営者又は40歳未満の者 補助対象経費の2分の1以内	30万円
	上記以外の新規出店者又は後継者 補助対象経費の3分の1以内	

大野市長 様

申請者

大野市共同店舗形成事業補助金交付申請書

下記のとおり共同店舗形成事業を実施したいので、大野市共同店舗形成事業補助金を交付されたく大野市補助金等交付規則第5条及び大野市共同店舗形成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助の対象となる店舗 店舗名：
所在地：
- 2 補助事業に要する経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付資料
 - (1) 事業計画書（別紙1-1）
 - (2) 収支予算書（別紙1-2）
 - (3) 事業費明細書（設計書等）
 - (4) 工事図面
 - (5) 特別委員会の認定証明書（様式第2号）
 - (6) 特別委員会の認定に際して使用した検討資料
 - (7) 住民票の属する自治体が発行する納税証明書
 - (8) その他

別紙 1 - 1 (第 6 条 関係)

大野市共同店舗形成事業補助金事業計画書

新規出店者 後継者	
店舗の名称	
店舗の所在地	
営業時間	
営業内容	
改装等の内容	
開店予定日	年 月 日

別紙 1 - 2 (第 6 条 関係)

大野市共同店舗形成事業補助金収支予算書

収入

(単位：円)

	金額	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
合計		

支出

(単位：円)

	金額	摘要
店舗工事費		
内装工事費		
外装工事費		
給排水工事費		
電気工事費		
その他工事費		
備品購入経費		
市長が特に必要と認める経費		
補助対象経費合計		
補助対象外経費		
総計		

大野市長 様

大野商工会議所
空地空家対策特別委員会
委員長

認定証明書

下記の事業は、大野商工会議所空地空家対策特別委員会において、対象事業として認定されていることを証明する。

記

新規出店者 後継者	住所	
	氏名	
店舗の名称		
営業内容		

大野市長 様

申請者

大野市共同店舗形成事業補助金完了実績報告書

大野市共同店舗形成事業の補助事業が完了したので、大野市補助金等
交付規則第10条及び大野市共同店舗形成事業補助金交付要綱第6条第2項の
規定により報告します。

記

- 1 補助の対象となる店舗 店舗名：
所在地：
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 添付資料
 - (1) 事業実績書（別紙2-1）
 - (2) 収支決算書（別紙2-2）
 - (3) 完成写真
 - (4) その他（経費の支払を証する書類等）

別紙 2 - 1 (第 6 条 関 係)

大 野 市 共 同 店 舗 形 成 事 業 補 助 金 事 業 実 績 書

新規出店者 後継者	
店舗の名称	
店舗の所在地	
営業時間	
営業内容	
改装等の内容	
開店予定日	年 月 日

別紙 2 - 2 (第 6 条 関係)

大野市共同店舗形成事業補助金収支決算書

店舗の名称：

収入

(単位：円)

	金額	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
合計		

支出

(単位：円)

	金額	摘要
店舗工事費		
内装工事費		
外装工事費		
給排水工事費		
電気工事費		
その他工事費		
備品購入経費		
市長が特に必要と認める経費		
補助対象経費合計		
補助対象外経費		
総計		

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者

大野市共同店舗形成事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定の補助金
について下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 大野市共同店舗形成事業補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付請求額 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

大野商工会議所
会頭

経営指導報告書

新規出店者 後継者	
店舗の名称	
開店日	年 月 日
経営指導日	年 月 日
収支計画の 進捗状況	
指導内容	
指導実施者	